

# 平成 28 年度 事業報告 概要書

社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団

## I 総 括

平成 28 年度は、現在進められている社会福祉法人制度改革の動向を踏まえ、平成 29 年度からの本格実施への対応として、定款の変更を始め役員及び評議員の選任等の準備を進めるとともに、会計監査人による監査に備え、監査法人を選定し導入のための調査を実施するなど、内部統制の整備に努めた。

また、「経営基本計画（10 か年計画）」及び「経営実施計画（前期 5 か年計画）」を策定するとともに、これらの計画を推進するため、「経営実施計画」に基づく「法人取組計画」及び「施設取組計画」を作成し、平成 28 年度の課題達成に向けた取組を実施した。

各施設の動きとして、児童関係施設において、新規に開設した「尾間木児童センター」（指定管理）で、利用者のニーズを把握しながら各種事業の展開に努めた。介護保険施設では、介護保険法の改正に伴い平成 29 年度から新たに開始される「介護予防通所型サービス」への準備をした。障害関係施設においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」への対応として、全施設の利用契約書及び重要事項説明書を、より分かりやすい表現への見直しを行った。また、これまで自主運営していた放課後児童クラブ 2 か所の運営を引き継いだ NPO 法人に対し、適正な運営に向けて支援を行った。

### － 事業団全体としての重点的な取組 －

#### 1 「総合的包括的支援」に向けて

生活困窮者への緊急対応を図るため、彩の国あんしんセーフティネット事業に参画し、平成 28 年 12 月 1 日から「生計困難者に対する相談支援事業」を実施した。

#### 2 自立化に向けた取組

グループホーム「むつみホーム大間木」（共同生活援助事業）の運営開始に向け準備を行うとともに、定住利用者等の選考を実施し平成 28 年 12 月 1 日から運営を開始した。

#### 3 管理運営体制の強化

新制度化の社会福祉法人に適合する組織体制構築のため、定款変更、役員及び評議員の選任等をし、平成 29 年度から実施義務の会計監査人による監査に備え、監査法人を選定し内部統制等の問題について整備を図った。

#### 4 コンプライアンスの推進と危機管理体制の充実

「危機管理計画」「各種マニュアル」に基づき、事故、事件、災害等に対する的確かつ迅速な対応と再発防止を行う体制の強化に努めた。

#### 5 利用者サービスの充実

外部講師を招き、虐待防止・人権擁護研修を開催し、職員の人権擁護意識を高めるための取組を推進した。

#### 6 人材育成と専門性の向上

職場内研修の活性化を図るため「職場研修マニュアル」を作成し、OJT の実践と OFF - JT の研修への参加を通じた人材育成に努めた。

#### 7 地域との連携

地域を支援し、関係団体及び地域団体との積極的連携や交流を進め、各施設で地域懇談会や利用者懇談会の開催や、地域福祉活動（ボランティアの受入れ、施設開放、啓発）の推進に努めた。

## Ⅱ 事業報告

### 【1】事業団事務局

8頁～22頁

#### 1 総務課

- (1) 理事会6回、評議員会を5回開催し、社会福祉法人制度改革に伴う役員・評議員の選任解任のほか、平成27年度事業報告及び決算並びに平成29年度事業計画及び予算等について審議を行った。
- (2) 適正な施設運営を行うため、施設長会議等各種会議の充実、施設の連絡調整に努めた。
- (3) 定期の人事異動者130名の他、年度内に36名の人事異動を行い、職員の適正配置に努めた。
- (4) 正規職員登用試験、正規職員採用試験、嘱託Ⅰ種職員採用試験、嘱託Ⅱ種職員採用試験を行い、人材の確保に努めた。
- (5) 苦情受付139件のうち、137件を解決した。

#### 2 財務課

- (1) 定期的に財務事務担当者会議を開催し、管理会計の手法について徹底し、各施設の経営状況の分析と職員への周知を徹底した。また、新会計基準の導入により、その処理の徹底と法人全体の経営状況の分析に努め、さらに、社会福祉法改正への対応のための準備を行った。
- (2) 改正社会福祉法研修に参加するとともに、会計監査人監査に対応するため、本監査に備え監査法人を選定し、導入のための調査を行った。平成28年度は6回の往査、報告会を実施し、内部統制等の問題について整備を図った。また、契約事務の所掌を行うにあたり、契約事務担当者研修を実施した。
- (3) 自前での給与システム、賃金システムにより、給与関係資料の作成、施設との有機的連携に努めた。給与等の振込について、手続きの簡略化と機密の保持に努めた。  
通勤手当及び住居手当の適正支給のため、調査を実施した。

#### 3 事業課

- (1) 職員の資質向上を図るため、事務局主催研修の充実に努め、「職員実践・事例・研究発表会」等の研修会を年14回開催した。
- (2) ふれあいスポーツ大会2016の受託、環境フォーラムへの参加などを所掌した。
- (3) 法人運営の充実に図るため危機管理委員会（2回）、研修委員会（4回）、サービス向上担当者会議（6回）を開催した。

#### 4 児童課

- (1) 事業責任者会議（11回）、クラブ長会議（5回）に加え、各区でのブロック別職員会議を実施し、放課後児童クラブの適正な運営に取り組んだ。
- (2) 職員の資質向上を図るため、計画的に研修会を年22回開催した。
- (3) 児童厚生員専門研究部会と放課後児童クラブ専門研究部会を開催し専門性の向上に取り組んだ。

#### 5 経営企画室

- (1) 事業団の経営及び運営に関する重要事項について検討する、経営戦略会議（8回）及び事業団の自立化を推進するための経営委員会（12回）を開催し、その庶務にあたった。
- (2) 事業団の自立化や改革・改善を推進するため、あり方検討委員会（1回）及び部会長等会議（1回）を開催し、その庶務にあたった。
- (3) 事業団の中・長期的な計画である経営基本計画及び（前期）経営実施計画の推進並びに（前期）法人・施設取組計画の策定及び推進に係る事務にあたった。
- (4) むつみホーム大間木の開設に向け、新築工事に係る事務にあたりるとともに、事業所指定

- 申請等の手続きを行った。（同施設は、平成 28 年 12 月 1 日から事業を開始した。）
- (5) 第 2 回事業団アート作品展「スマイル・プラス～ひとつひとつのその人らしさ～」の開催に向けて実行委員会を 9 回実施し、平成 28 年 11 月 24 日から 27 日までの 4 日間、同作品展をさいたま市文化センターで開催した。
- また、さいたまトリエンナーレ 2016 の関連事業である「アーティスト・オン・サイト in みずき園・春光園うねみず」の実施に係る調整を行った。
- (6) 社会福祉法人制度改革の施行に伴い、新規事業に関する調査や検討、施設見学を行った。

## 【2】介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ 23 頁～32 頁

介護老人保健施設きんもくせい、ケアハウスぎんもくせい

グリーンヒルうらわデイサービスセンター、グリーンヒルうらわ在宅介護支援センター

地域の皆様が、家庭を中心とした幸せな生活が継続できるように、4 つの施設の持つ機能を積極的に提供し、在宅生活の維持、継続及び復帰を支援した。

今年度も 4 つの施設が相互に連携・協力しながら「グリーンヒルうらわ祭」を開催し、屋台の出店や和太鼓演奏・民謡踊りなど、利用者皆様をはじめ、地域の子ども達も楽しめるイベントを通して地域との交流を図るとともに、施設の事業紹介を行った。

ボランティア体験サロンでは、さくら草特別支援学校等との交流を継続しつつ、夏休みには中学生が参加をし、ボランティアさんと世代間交流を行った。更には県社協広報誌に活動の様子が取り上げられ、前橋市桂萱地区社協の視察受け入れを実施した。

## 【3】老人福祉センター 33 頁～42 頁

和楽荘、いこい荘、寿楽荘、東楽園、槻寿苑、あずま荘、しもか荘、馬宮荘、仲本荘

地域の高齢者に対し、利用者相互の交流とレクリエーションの場を提供し、健康で明るく生きがいのある生活が送れるよう支援した。従来から行っている行事に加え各施設の特性を生かせるよう新たな事業を企画し、実施した。

地域関係団体、専門機関等と連携し、利用者が地域の中で安心して暮らしていけるよう努めた。

職員の専門性を高めるため、老人福祉センターの職員を対象として、認知症サポーター養成講座、救急救命講習を行った。

## 【4】槻寿苑デイサービスセンター 43 頁～47 頁

槻寿苑デイサービスセンター、槻寿苑居宅介護支援事業

デイサービスセンターでは、在宅の要介護者に対して、通所により各種サービスを提供することによって、高齢者の健全で安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、向上を図った。また、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために「個別性のある援助」「老人福祉センター併設型としての特色を生かした活動」「通所型介護予防事業に対応できる施設機能」を目標として援助を行った。

居宅介護事業所は、老人福祉センターの利用者で援助が必要なケースについて、介護保険制度につながらない場合も行政や地域包括支援センターと連携をとり、支援を行った。

## 【5】老人憩いの家（シニア憩いの家） 48 頁～51 頁

三橋、三橋分館、天沼、宮原、植水、本郷、片柳、春野、与野本町

高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とした施設として、「さいたま市誰でもが安心して

長生きできるまちづくり条例」を基本に、地域の高齢者の方々が誰でも気軽に利用でき、健康で活力のある生活が送れるように支援した。

今年度は、高齢者のための拠点施設として、地域社会、時代のニーズに対応した施設運営を行い、利用者が健康で活力のある生活が送れるよう、教養の向上や健康増進を図る事業を推進し、高齢者の生きがいづくりと次世代を担う子どもたちへの知識や技術を伝えていくことを目的とした事業を、併設児童センター利用者を対象に実施した。

## 【6】大崎むつみの里

52 頁～78 頁

生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業、自立訓練（生活訓練）事業、就労移行支援事業  
就労継続支援事業B型、相談支援事業、児童発達支援センター、共同生活援助事業

第1事業所では、障害者の方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、リハビリテーション、生活能力の向上のために必要な訓練等を行った。また、生産活動の機会の提供や職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行った。

第2事業所では、定期的に、五感に快適な刺激を提供する環境設定の工夫を導入し、充実した支援場面を設定するよう努めた。

相談支援事業については、利用児者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行った。

障害者生活支援センターでは、相談者やその家族が安心して住みなれた地域で生活できるように不動産業者との連携に努め、相談者の希望する住環境の整備に努めた。

平成28年12月に開設した「むつみホーム大間木」は、利用者及びご家族の意向に沿った支援の徹底を図るため、日々の連絡帳による情報共有を基本に、電話でのやり取り、個別面談、家族懇談会等様々な情報交換を行った。

## 【7】障害者支援施設春光園

79 頁～87 頁

春光園けやき（生活介護事業、自立訓練（生活訓練）事業、相談支援事業、高齢者宅配食事サービス事業、生計困難者に対する相談支援事業）

春光園うえみず（生活介護事業、相談支援事業）

利用者の意思及び人格を尊重し自立と社会参加に向けた支援の提供とともに、地域と家庭との結びつきを重視し、関係市町村やあらゆる社会資源を活用するよう努めた。

利用者支援の充実を図るため、活動グループの枠を越えたクラブ活動を実施した。

また、障害者虐待防止・権利擁護の理念を常に意識しながら、満足度の高い利用者支援を目指した。

相談支援事業については、区支援課の要請に基づいて積極的に区在住の障害者の相談に対応した。

高齢者宅配食事サービス事業では、市及び区の社会福祉協議会と連携し、安全・安心な高齢者宅配食事サービス事業を実施した。

新規事業である生計困難者に対する相談支援事業では、生計が逼（ひっ）迫した相談者に対して関係機関と連携して迅速に対応した。

## 【8】槻の木

88 頁～104 頁

槻の木（生活介護事業、相談支援事業）

**槻の木第1やまぶき（就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、相談支援事業）**

**槻の木第2やまぶき（就労移行支援事業、就労継続支援事業B型）**

生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業B型では、サービス等利用計画の内容に基づいて、個別支援計画を作成しサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施した。また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供した。利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員の人権意識、利用者支援の知識及び技術の向上を図った。

相談支援事業では、障害児・者からの相談を受け、訪問等を行い要望や主訴を聴取し、ニーズに基づきサービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成を行った。

## **【9】日進職業センター**

105頁～113頁

**就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、相談支援事業**

相談支援事業と連携を図り、サービス等利用計画に基づいた個別支援計画を作成して、実施に努めた。また、利用率向上を図るため各区支援課等に公募依頼し、実績に基づいた広報活動に努めた結果、施設見学者が184名、特別支援学校の体験実習生が7校29名、その他体験利用者が10名となった。

就労移行支援事業では、ハローワークを中心とした関連機関と情報を共有し、利用者に適した職場の開拓に努め、定員に対しおよそ40%の利用者が企業就労した。また、今年度は土曜日を利用し、就労準備の一環として前年度一般就労した2名の方を招き、利用者及びその家族に向けた近況発表会を開催した。

就労継続支援事業B型では、生き生きと働き甲斐のある仕事の確保に努め、大勢の利用者が関ることのできる受注作業を開拓した。

## **【10】かやの木**

114頁～118頁

**生活介護事業、就労継続支援事業B型、相談支援事業**

平成28年度から就労移行支援事業を廃止とした。事前の準備により、廃止による利用者への影響はなかった。自主運営となり運営の安定を目指したが、利用者数が伸びず、収入の面では安定には及ばなかった。利用者に対しては、個別対応を深め、利用者間の権利擁護意識の醸成に努めた。

長期欠席の利用者、ご家族への相談支援について、相談支援事業とは別に家庭訪問や関係機関との調整を行うことで充実に努めた。

生活介護事業では、個々の障害の実情やニーズに適した生産活動を支援し、また食事、排泄等直接の支援やその他の生活支援プログラムを行う事で生活の質及び生きがいを高める支援を支援計画のもとに行った。

就労継続支援事業B型では、障害者の働く場と、個々の障害の実情やニーズに適した製菓等の作業を提供し、支援計画をもとに作業支援、生活支援を行った。

相談支援事業は、かやの木利用者を中心に主に面談の方法で、ニーズに応える調整を行った。

## **【11】障害者福祉施設みのり園**

119頁～122頁

**障害者福祉施設みのり園、放課後デイサービスみのり**

身体障害者福祉センターとして、市内在住の障害者に対し、市民としての権利や人権を尊重するなか、文化的活動やレクリエーション等の機会を提供することで、障害者が社会と交流することを促進し、地域において豊かな生活を営むことができるよう支援を行った。

放課後等デイサービスでは、さいたま市ひまわり特別支援学校在学中の障害児に対して、身体、精神の状況及びその置かれている状況に応じて生活能力向上のための訓練等を継続的に提供した。また、自立の促進や放課後等の余暇を有意義に過ごすための支援を行った。

## 【12】大砂土障害者デイサービスセンター

123 頁～128 頁

### 生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業、相談支援事業

利用者が豊かな日常生活及び社会生活を営むことができるよう、生活全般の支援を行い、創作的活動及び外出活動の機会の提供を行った。

自立訓練（機能訓練）事業では、身体機能や生活能力の維持、向上のため、一定期間、必要なリハビリテーションや生活等に関する相談及び助言等を行い、地域生活への移行を支援した。

相談支援事業では、障害者等からの相談に応じ、必要な便宜を供与し、障害者が地域の中でその人らしく自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援した。

## 【13】みずき園

129 頁～134 頁

### 生活介護事業、相談支援事業

どんなに障害が重くてもあたりまえに通うことができる、また、受け入れることができる施設となるように努めた。

利用者が「豊かな地域生活を送ることと自己実現」のニーズを持つこと、「重度重複の障害のある方々」が多いことを踏まえ、健康管理を基本におき、体調を整えるプログラムや作業、文化活動等を個々のニーズに合わせて行った。

相談支援事業では、利用者・保護者と面談や家庭訪問を行いニーズに基づいたサービス等利用計画と障害児支援利用計画の作成を行った。また、関係機関との連携と情報提供を図った。

## 【14】さくら草学園

135 頁～139 頁

### 児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業

3事業において、保護者のニーズと子どもの状況を的確に把握し、各種支援計画に反映させるように努めた。特に、児童発達支援事業においては、利用しやすいよう行事や登園日の見直しを行った。また、園児トイレの改修を行い、利便性の向上と混雑の緩和を図ることができた。

登園方法や行事時期の見直しを行い、利用率向上を図ることができ、前年度と比べ収入を増やすことができた。

不審者対応として、園内に不審者が侵入しようとした場合を想定し、職員全員による自主訓練を実施した。

## 【15】杉の子園

140 頁～144 頁

### 児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業

児童発達支援事業所としての療育施設の役割を担い、発達に心配のある児童に対して、基本的な生活習慣の習得を図るとともに、社会生活への適応力を深め、心身の発達を促すための療育に努めた。また、隣接の保育園と、起震車体験を行う機会や、保育園児が当園の園児と一緒に活動する機会を設け、次年度の交流保育に繋がる活動を行った。

保育所等訪問支援事業では、利用者の状況等により訪問時期を調整し幼稚園、保育園との連携に努めた。

相談支援事業においては、保護者からのニーズの高い、放課後等デイサービスの情報提供、利用調整、計画の立案を行い保護者からのニーズに応えた。

## 【16】療育センターさくら草

145 頁～152 頁

すみれ園（医療型児童発達支援事業）、たんぽぽ園（児童発達支援事業）、  
保育所等訪問支援事業、相談支援事業

就学前の心身の発達に遅れのある児童を対象に、安心、安全な環境づくりに努め、生活リズムを整え、人と関わる力を育み、自主性を養えるよう、療育センターのスタッフと連携し、児童の状態把握を行い、個別的、集団的指導を通して、一人ひとりの全体発達を促す指導に努めた。また、ケースワーカー、相談支援事業等と連携を密にすることで、保育所等訪問支援事業の内容の充実を図り、人権擁護、虐待防止に積極的に取り組んだ。

相談支援事業においては、関係機関と連携し、ニーズや現状に合ったサービス提供の提案を行いながら、本人及び保護者の支援に努めた。

## 【17】はるの園

153 頁～159 頁

児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業

児童発達支援センターとして、発達に心配のある児童に対し一人ひとりの可能性を信じ、基本的動作の習得や社会生活への適応力を促す指導を行い、児童と家族の方々が豊かな日常生活が過ごせるように、児童の生活基盤である家庭や地域社会にも目を向け、保育園や幼稚園への訪問支援や相談支援業務等を地域や関係機関と連携しながら事業展開した。また、危機管理マニュアルの整備・見直しについては様々な機関のマニュアルを参考に検討を進めた。

障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の収入見通しについて常に慎重な精査を行い、適正な予算執行に努めた。

## 【18】母子生活支援施設けやき荘

160 頁～164 頁

通常入所利用事業、埼玉県母子緊急一時保護事業、さいたま市母子緊急一時保護事業、  
埼玉県婦人相談センター一時保護委託事業

子どもの最善の利益を念頭に置いて、多様化する一人ひとりのニーズを把握するとともに意向の尊重に努め、母と子の権利擁護の拠点として安全で安心できる施設づくりを行った。また、県内母子生活支援施設職員と協議して子どもの権利ノートを作成し、子どもの権利に対する意識向上に努めた。

「埼玉県母子緊急一時保護事業」、「さいたま市母子緊急一時保護事業」及び「埼玉県婦人相談センター一時保護委託事業」を実施し、緊急に保護を要する母子に対応した。

退所後も一年間は、利用者の状況に応じた行事参加への促しと共に、連絡、相談による生活状況の把握に努めた。

## 【19】児童センター

165 頁～179 頁

三橋、植竹、天沼、宮原、植水、本郷、片柳、春野、馬宮、文蔵、浦和別所、与野本町、  
向原、大戸、大久保東、岩槻、仲本、尾間木

子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、また、その多様なニーズに対応するため、子育て支援事業を推進し、豊かな愛情に満ちた親子関係づくりを支援した。また、子育てに

関する情報を関係機関と連携を図り発信していった。

子ども・青少年の自主性や社会性、創造性の育成を図るため、遊びを通しての造形活動、文化活動、体力推進活動、表現活動等のプログラムを推進し、「生きる力」をはぐくみ、「自己肯定感」を高めた。

中高生世代の居場所づくりを中心に活動の拠点づくりを進め、自信と責任を自覚し、自立していくことを支援した。特にソーシャルワーク的な視点から、「いじめ」「不登校」「ニート」等の課題を抱える青少年の気持ちを受け止めて心に寄り添い、支援した。

子ども・青少年の健全育成、問題発生予防の観点から家庭、地域と連携し、地域社会から親しまれ信頼される子育て支援の拠点となるよう努めた。また、事業団の管理運営する児童・障害・高齢各分野の様々な施設とも有機的に連携し、子育て家庭の暮らしを包括的に援助した。

## 【20】放課後児童クラブ

180 頁～182 頁

＜単独型＞ 宮前、七里、佐知川、東大宮、岸町、神田、大砂土、谷田、常盤、大谷場、西浦和、大久保東、三室、上木崎、中尾、土合、仲町、南浦和、沼影、栄和、辻、北浦和、木崎、善前、田島、原山、大牧、本太、大門、新開、針ヶ谷、大東、大谷口、道祖土、高砂、大谷場東、浦和大里、与野八幡、鈴谷、大戸、与野本町、与野西北、下落合、上落合、栄、大久保、中島、植水第二、城北、太田、西原、城南、岩槻、慈恩寺、東岩槻和土、徳力、柏崎、上里、新和、東宮下、野田

＜併設型（児童センターに併設）＞三橋、植竹、天沼、宮原、植水、本郷、海老沼、春野、馬宮、文蔵、浦和別所、与野南

就労などにより保護者が昼間家庭にいないことが常態となっている小学生を対象とし、安心・安全に過ごせる環境を整え、遊びと生活をとおして一人ひとりの子どもを大切にする支援を行い、児童の健やかな育成に努めた。

第3期指定管理期間の3年目にあたり、前年度の状況を踏まえ、4つの区分の予算管理について計画的に執行した。各クラブの職員とのコミュニケーションに努め、修繕の実施及び備品の購入など迅速に行うことができた。

特別な配慮を必要とする子どもへの支援の向上を図るとともに、個別支援と集団支援を両輪にしたすべての子どもへの支援の向上を図った。

## 【21】大宮ふれあい福祉センター

183 頁～184 頁

地域における福祉活動の拠点として、福祉団体及び市民に対し福祉活動の場を提供し、市民相互の交流を促進し、障害者、高齢者等をはじめ市民の福祉の増進を図った。

1階ロビーにおいて、障害者団体の物品販売を継続的に支援した。また、福祉団体や地域自治会、利用団体を募り、利用者懇談会を開催し、施設に対するご意見要望等をお聞きし、平成29年度の計画に反映させた。

センターで使用している電球の一部をLED電球に変更するため、電球が切れた場合、購入していたLED電球と入れ替えを行い、電力資源及び電気料金の削減と廃棄物の減量を図った。